

議案第13号

加西市スポーツ推進審議会条例の制定について

加西市スポーツ推進審議会条例を、別紙のとおり制定する。

平成26年2月25日提出

加西市長 西村 和平

加西市スポーツ推進審議会条例

(設置)

第1条 スポーツ基本法(平成23年法律第78号。以下「法」という。)第31条の規定に基づき、加西市スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、法第35条に規定するもののほか、加西市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じて、スポーツの推進に関する次に掲げる事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に答申する。

- (1) 法第10条第1項に規定する地方スポーツ推進計画に関すること。
- (2) スポーツの施設及び設備の整備に関すること。
- (3) スポーツの指導者の養成及びその資質向上に関すること。
- (4) スポーツの事業の実施及び奨励に関すること。
- (5) スポーツ団体の育成に関すること。
- (6) スポーツの技術水準の向上に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

(組織)

第3条 審議会委員(以下「委員」という。)は、10名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) スポーツ・社会教育団体関係者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(審議資料)

スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）第 31 条の規定に基づき、スポーツ推進計画及びスポーツの推進に関する重要事項を調査審議する加西市スポーツ推進審議会を設置するもの。
(後掲の政策等の形成過程説明資料参照)

【概要】

- (1) 設置の目的 スポーツ推進計画及びスポーツの推進に関する施策を調査審議する。
- (2) 所掌事務 スポーツ推進計画の策定・変更等に関し意見を述べる。
- (3) 委員 10人以内（学識経験者、スポーツ・社会教育団体関係者、関係行政機関の職員）

政策等の形成過程説明資料

平成26年3月定例会

議案等の件名	議案第13号	政策等の区分	計画・事業・ 条例
	加西市スポーツ推進審議会条例の制定について		その他()

①【政策等を必要とする理由】

スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第31条の規定に基づき、加西市スポーツ推進計画及びスポーツの推進に関する重要事項を調査審議し、市民の心身の健全な発達、明るく豊かな市民生活の形成に寄与するため。

②【検討した他の政策等の内容】

③【他の自治体の類似する政策との比較】

兵庫県下14市町において条例が制定されており、スポーツ基本法に基づき今後も条例を制定する市町は増える見込みである。

④【総合計画における位置づけ】

基本方向	1 明日を担い未来へつなげる人づくり
基本計画	3 地域で楽しめる体づくり

○その他の計画(該当する場合にのみ記載)

計画名称	
策定年度	
計画期間	

⑤【関連する法令及び条例、規則】

スポーツ基本法(平成23年法律第78号)

⑥【政策実現に係る事業費及び財源】

(単位:千円)

総事業費	国・県支出金	市債	その他特財	一般財源
166				166

(注)事業が複数年に渡る場合は、総事業費ベースで記入

⑦【将来にわたる政策実施に係るコスト計算】

加西市スポーツ推進計画及びスポーツの推進に関する重要事項の調査審議を年間2回実施
 $8,300円 \times 10人 \times 2回 = 166,000円/年$

⑧【市民参加の状況】

有・**無**

(パブリックコメントを実施した場合は、その結果も含む)

広報、市ホームページにて市民委員の公募を行う。

⑨【政策の効果予測】

条例を制定することにより、委員会の意見を行政に反映しながら、スポーツ関係機関、団体と連携し、サービスの向上を図れる。

また、委員会の意見を反映することにより、加西市民のスポーツ実施率の向上が見込める。

担当部局	担当課	添付資料の有無
教育委員会	文化スポーツ課	有・ 無